

# 經濟論叢

第七十一卷 第二號

---

ブルジョア經濟學の俗流化と民族問題

…………… 出口 勇 藏 (1)

實業同志會の向背 …………… 市 原 亮 平 (11)

庄屋リコールの問題 …………… 編 堀 江 英 一 (31)

は し が き …………… 堀 江 英 一

徳川時代における山城國の農民闘争 …………… 大 槻 弘

備中倉敷における新祿古祿の抗争 …………… 内 藤 正 中

ドイツ鐵鋼業の管理形態 …………… 中 村 忠 一 (49)

---

[昭和二十八年二月]

京都大學經濟學會

# ドイツ鉄鋼業の管理形態

中 村 忠 一

大再生産過程をとつてきたことが指摘される。

しかるに敗戦に伴う戦時國家獨占資本主義の解体と同時に、ボツタム協定に基き、その鐵鋼生産は五八〇万トンに制限され、この生産制限と、これに基く工場解体、賠償計畫が實施され、又東獨生産設備を喪失すると同時に、西獨三地區でも鐵鋼資本の解体と再組織が行はれ、鐵鋼生産は著しく減退し、鐵鋼獨占資本は著しく弱体化せしめられた。

## 二

戦前一九三八年には、ドイツ鐵鋼生産は一七九〇万トンに達し、米國についで鐵鋼生産高であつた。(第二表参照) しかもドイツ鐵鋼業はその原料需給について見ると、他のヨーロッパ諸國に比較し相對的に有利な條件下におかれ、(第二四表参照) 合理化の点においても割合高度な状態にあつた。従つて鐵鋼輸出は一九三八年では二四〇万トンに達し、その貿易全額に對して占める割合は鐵鋼業及びその他關聯産業の輸入が全体の七乃至八%であつたのに對し、その輸出は五〇乃至六〇%で完成品輸出(第一表参照) 原料食料品輸入の加工貿易方式によつて國民經濟を發展せしめねばかつたドイツの經濟構造で極めて重要な役割を果した。(第二四表参照) だがこれと同時に、需要機構の面で軍需關係に依存する度合も極めて高く、(第五表参照) この軍事支出を主要桿杵として、かつ、双務貿易協定による鐵鋼輸出を副次的桿杵としてその擴

では鐵鋼資本の解体と再組織が如何なる方式で實施されたか。そこでルール鐵鋼業を管理する英國政府の方式についてみると「臨時措置として石炭並びに鐵鋼業の所有權をとりあげ、將來公有並びに公的管理にゆだね……ドイツ人民がこれを所有し、且つ管理し、再び隣に脅威を與えないように國際管理にすべきだ。……吾々は基礎産業を社會化しようとするドイツの

第1表 商品別外國貿易分布率 (1913年 1925—36年)

年次	輸 入					輸 出				
	動物	食料品 飲料品	原料品 半製品	完製品	合計	動物	食料品 飲料品	原料品 半製品	完製品	合計
1930	1.1	28.6	53.0	16.9	100.0	0.6	4.0	20.3	75.1	100.0
1933	0.7	25.8	57.9	15.9	100.0	0.2	3.5	18.6	77.7	100.0
1934	0.8	24.0	58.4	16.8	100.0	0.1	2.8	19.0	78.1	100.0
1935	1.1	23.9	61.4	13.6	100.0	0.1	1.8	18.1	80.0	100.0
1936	2.3	23.6	61.6	12.5	100.0	0.1	1.5	15.7	82.7	100.0

(資料) Statistisches Reichsamt

第3表 鐵鋼原料自給状態 (1937年) 單位千トン

	鐵鑛石	石炭	コークス	マンガン	スクラップ
生産高	6,373.6	184,513	40,899.8	—	※ 9,823
輸入高	16,952.8	4,583	549.8	534.17	5,576
輸出高	115.0	38,629	8,792.8	.801	5,300

(資料) 住友金屬調査部月報1952年3月

第4表 貿易全額に占める鉄鋼部問の割合 (1937年)

	輸 入		輸 出	
	百万RM	%	百万RM	%
全 貿 易	5468.4	100	5911	100
石炭及 コークス	88.9	1.63	603.3	10.21
鐵 鑛 石	221.9	1.03	0.2	0
マンガン鑛	20.0	0.37	0.1	0
スクラップ 合 金 鐵	46.5	0.85	7.4	0.12
鋼及び 半製品	7.7	0.14	8.7	0.15
鋼 材	63.1	1.15	1151.9	19.49
機 械 類	18.4	0.34	691	11.69
車輛及び 船舶	18.2	0.33	320.1	5.42
電 氣 器 具	17.9	0.33	283.2	4.79

資料 住友金屬調べによる

第2表 粗鋼生産 (100万トン)

	1938年
西ドイツ	17.9
ザール	2.5
フランス	6.2
ベルギー	2.3
ルクセンブルグ	1.4
イタリア	2.3
オランダ	0.05
イギリス	10.5

(資料) 外務省: シュエーデン・マンブランの條文とその解説

第5表 鋼材部門別消費高表

項 目	1937		1938		1941		1942		1943	
	千 t	%	千 t	%	千 t	%	千 t	%	千 t	%
鐵鋼壓延工場	3894	26.5	4,605	27.9	5301	28.6	4911	28.3	5928	31.8
棒 鋼	1422	9.7	1,663	10.1	1712	9.2	1154	6.6	1132	6.1
化 學 工 業	86	0.6	113	0.7	139	0.7	132	0.7	101	0.5
Feld u. Werkbau	72	0.5	85	0.5	64	0.3	43	0.3	39	0.2
造 船	542	3.7	539	3.3	385	2.1	284	1.6	408	2.2
機 械 工 業	1384	9.4	1,841	11.1	2,672	14.4	2451	14.1	3139	16.8
自動車工業	316	2.2	358	2.2	267	1.4	254	1.5	367	1.9
電 氣 工 業	187	1.3	212	1.3	276	1.5	215	1.2	276	1.5
航空機工業	24	0.2	37	0.2	126	0.6	137	0.8	159	0.8
金 屬 工 業	201	1.4	222	1.3	257	1.4	268	1.5	385	2.1
精 密 工 業	10	0.1	11	0.1	19	0.1	13	0.1	17	0.1
石 炭 鑛 業	269	1.8	267	1.6	295	1.7	262	1.5	203	1.1
そ の 他	114	0.6	225	1.4	423	2.3	323	1.9	384	2.1
軍需産業計	8,483	58.4	11,078	61.7	11,936	64.3	10,447	60.1	12,538	67.2
自轉車工業	19	0.1	26	0.2	15	0.1	14	0.1	14	0.1
そ の 他	55	0.4	64	0.4	101	0.5	94	0.5	117	0.6
土 石 工 業	20	0.1	26	0.2	19	0.1	13	0.1	8	—
建 築 工 業	793	5.4	1,248	7.6	829	4.4	408	2.3	386	1.8
Verkehrswesen	474	3.2	679	4.1	993	5.4	1013	5.9	677	3.5
その他消費部門	2,411	16.4	2,486	15.1	2,298	12.4	2,211	12.8	2,441	13.0
民需産業計	3,840	25.6	4,529	27.6	4,255	22.9	3,753	21.7	3,613	19.0
輸 出	2,363	16.0	1,798	10.7	2,368	12.8	3,166	18.2	2,479	13.8
合 計	14,691	100.0	16,505	100.0	18,559	100.0	17,366	100.0	18,630	100.0

(資料) 住友金屬調査部調べによる

第15表 西ヨーロッパ諸國中西インドの占める割合 (1950年單位万ネットトン)

	英 國	フランス	ザール	ベルギー	ルクセン ブルグ	イタリア	スペイン	スエー デン	ドイツ	西ヨーロッパ諸 國の中でドイツ の占める%
鉄 鐵	970	861	235	476	314	111	65	79	1088	25
鋼 塊	1800	960	205	415	270	250	90	160	1470	26
軋延鋼材	1321	595	134	297	170	192	46	87	816	22

(資料) “Steel” 1952.1.7 及び “Stahl und Eisen” 1951.11.8 より作成

第6表 鋼生産高 (千ネットトン)

	1944	1945	1946	1947
銑 鐵	15835	1237	2707	2640
鋼 塊	20187	1705	*2551	*3060
鋼 材	9762		*1970	*2161

\* 米、英、佛占領地區

第7表 歴延鋼材生産割合

	1947	1948	1949	1950
東 獨 (a)	93	222	520	750
西 獨 (b)	2126	3720	6339	8106
$\frac{a}{a+b}$ (%)	4.2	5.6	7.4	8.4

(資料) Lstahlund Eisen 1951.11.8

計畫を積極的に支持する。』(ベッイン外明)に示される通り、當初産業國有化の方式が考えられ、先づ占領第一日差押えによる鐵鋼資本の資産接收を行い、旧所有者の所有權行使を禁止し、四六年十月には法令第五二号に據る一般指令第七号に基き、管理運轉集中排除及び再組織の政策遂行のため北獨鐵鋼管理局と、その補助的ドイツ側機關たる北獨鐵鋼管理信託行政局を設け、巨大コンツェルンから解体を予定されていない主要鐵鋼生産工場を分離する「分割操作」(Operation Separance)を實施した。この過程で (1) 鐵鋼資本から炭鐵を含む他の凡ゆる商工業が分離され、(2) その株式は信託行政局の信託に附されることとな

ドイツ鐵鋼業の管理形態

つた。だが斯る國有化方式は所有權の問題、勞働者經營參加の問題を將來ドイツ連邦共和國の決定にゆだねると云ふ米國との協定の結果阻止され、且つ、再編成過程でこれを新しい企業連合体に再組織する方向がとられることとなつたが、この方向への米國資本の意圖は奈邊にあつたか。

### 三

それは敗戦に伴うドイツ鐵鋼資本の弱体化と同時に、他方では勞働階級の登壇化による低廉なる勞働力の存在が米國資本にとり西獨を長き投資市場たらしめていた。従つてその投資態勢を整備するため四七年來米英地域を統合し、更に『安定した生産的なドイツはヨーロッパの復興と永續的な平和にかくべからざるもの』(一九四七年七月十五日米陸軍省のクレイ大將の指令より)で、かつ、西ドイツを經濟的に固める必要があるばかりでなく、これをソ連の西ヨーロッパ進出の可能性に對する軍事的防波堤として築き上げる必要『ニューリッパブリック誌一九四八年七月二六日号)からマッシュナル計畫に西獨を組入れると共に米國資本の指導下で鐵鋼資本の解体と再組織を合理化された新しい連合体の形成に方向づける必要があつたからである。

そこで『石炭鐵鋼業の集中排除、再組織』に關する法令第七五号を公布し、この方向を確認した。これは所有權に關する最終

第七十一卷

一六六

第二號

五一

第8表 鐵鋼勞務者平均週給推移表  
(單位DM)

	1938		1946	1947	1948
	ライン ランド	ウエスト フアーレン			
専門工	55.96	58.27	49.30	49.36	60.31
熟練工	59.42	54.72	46.51	48.16	59.25
補助工	40.50	44.29	41.50	43.44	52.21
合計			46.27	47.73	58.20
消費者價格	100		...	...	166

(資料) Statistische Jahrbuch  
nordrhein-Westfalen 1950  
消費者價格は非數をとる

的決定がなされる迄企業の運営を容易ならしめようとする暫定的なもので次の如き内容をもつ。即ち(1)過度の經濟力集中排除と戰爭潜在力の發達を防止のためドイツ經濟を分散すること。(2)炭坑業及び鐵鋼業の終局的所有權の問題は自由に選出され

たドイツ政府の決定にまかせること。(3)經濟力の過度なる集中を組織構成する様なこれらの産業に於ける所有關係の復活を許可しないこと。及び(4)ドイツ經濟の復興促進のため鐵鋼業並びに石炭業を即時再組織することを目的とする(同法令)而して鐵鋼業の再編成は(1)集中排除核當企業の所有又は支配財産の所有權を法令五二号規定により軍政部が接收管理すること(第七條)(2)鐵鋼信託委員會の設立及び接收財産の所有權鐵鋼信託委員會又は新會社への移讓歸屬。(第七條第八項第九項)(3)鐵鋼信託委員會の鐵鋼業再編成計畫による新會社設立、及び移讓財産の合同合併、鐵鋼業以外の財産を含む附帶的財産の吸收許容。(4)占領軍管理所有權の信託管理人(新設會社株主)への讓渡と移讓財産の法令第五二号規定の免除。(第七條第五項)(5)米英その他西歐諸國の資本が一九三九年九月一日現在五〇%以上投資されている企業の獨占禁止非該當(第四條)等々が規定され、又受託者一名は四名の勞組代表を含むが、これらの受託者はそれ々の立場からではなく、専問家としての公共的な立場で活動することが強調された。更に四八年一月には同法令の修正案的性格をもつルール國際管理機關(International Authority for Ruhr)が設立され、(1)ルールの石炭、コークス、鐵鋼の國內消費用と輸出用への配分、輸出用分の關係各國への利害選定。(2)ヨーロッパ經濟力機構との調整。及び(3)ルール

石炭・コークス・鍛鋼に關する西ドイツの勝手な商業協定を取締ることとなつた。

而してこれらの政策こそは(1)非ナチ化のペールの下で一方では信託管理による生産力發展策たると同時に、他方では西ドイツ産業資本の自主性の奪取し、そのマーシャルプランへの從屬を企圖すると同時に(2)企業解体阻止による米國資本を中心とする外國資本の利益擁護を意味するものに他ならない。しかも更にかゝる管理形態の變化と同時に他方では單獨通貨改革及び四八年未以降中小企業、労働者を犠牲とする企業合理化が實施さ

第9表 製鋼工場操業状態

年次	企業數	従業員數	鋼塊生産高
1947 (a)	42	16311	3060
1948 (b)	67	36126	5561
1949 (c)	71	26039	9156

第10表 製鐵工場操業状態

年次	企業數	従業員數	銑生産高
1947 (a)	28	11056	2264
1948 (b)	30	17317	4662
1949 (c)	...	14672	7140

(註) (a) 英地區 (b) 英米地區 (c) 西獨

れ、合理化された新しい連合体の形成が着々と進められてきた

ドイツ鐵鋼業の管理形態

第11表 鐵鋼勞務者週勞働時間推移表  
(單位、時間)

	1947	1948	1949	1950
専門工	43.8	47.6	49.9	51.8
熟練工	43.9	46.8	49.4	51.1
補助工	44.3	47.2	49.7	50.8

(資料) Statistische Jahrbuch  
nordrhein-Westfalen 1950

四

以上に指摘した管理形態の變化を通じて、アメリカ資本の指導性が確立されたが、更に一九四九年「静かなる恐慌」の進展の過程で、アメリカ經濟の活入れを行うためには、北大西洋條約とヨーロッパ經濟統合を有効的に押し進めることが必要で、そのためには先づ西ドイツでの本格的投資態勢の再整備を行うことが必要となつた。と云うのは西ドイツでの國際的有利性を利用してヨーロッパ經濟統合での米資本の主導性の確立と、西ドイツ鐵鋼業が西ヨーロッパ再軍備に於いて占める重要な役割から、そ



第12表 1950年現在鉄鋼生産屯當り原料コスト  
(單位ドル)

	1951年鉄鋼 生産高千t	コークス のコスト	鐵鑛石の コスト	スクラップ のコスト	コークス鐵鑛 石及スクラッ プの全コスト
イギリス	9.645	11.81	9.44	0.64	21.89
西ドイツ	7.140	10.54	10.20	4.14	24.88
フランス	8.345	16.05	7.76	2.41	26.22
ザール	1.582	13.02	7.80	3.05	23.88
ベルギー	3.748	12.86	10.28	4.98	28.13
ルクセンブルグ	2.372	16.14	9.12	2.57	27.85

(資料) 鋼材クラブ調べによる

ドイツ鐵鋼業の管理形態

第13表 鐵鋼價格比較表  
(1950年2月イギリス鐵鋼協會調査) 1トン當り價格

ポンド、シリ ング・ペンス	イギリス	アメリカ	フランス	ドイツ	ベルギー
鋼板	24-14-6	34-0-0	29-1-2	22-10-6	25-18-11
棒鋼	21-13-6	36-0-0	24-18-11	21-0-9	23-17-6
壓延鋼	22-9-0	35-12-0	24-19-10	20-10-4	22-15-9
リボン鋼	23-4-0	37-12-0	25-19-17	23-17-9	—
レール	19-2-0	29-0-0	24-2-9	21-8-6	25-8-0
炭鋼	28-6-0	39-12-0	35-1-1	32-10-7	—

(資料) 外務省、シユーマンプランの條文とその解説

第14表 輸入鐵鑛石及び石炭への依存度

	イギリス	フランス・ザール	ドイツ	ベルギー	ルクセンブルグ	イタリア	スウェーデン	オランダ
鐵鑛石%	45	0	45	100	50	10	0	100
石炭%	0	50	0	25	100	100	100	0

(資料) 外務省、シユーマンプランの條約とその解説

第七十一卷

一六九

第二號

五四

第16表 西ドイツ見返金計画  
(1950年迄)  
(単位100万DM)

	エネルギー部門 (電力・ガス)	石炭	炭素	鐵鋼産業
第1次第2次投資計画	649	425		92
第3次投資計画	275	125		75
總計	924	550		167
第4次投資計画予定	...	...		≒ 50
鐵鋼純設備投資	...	...		≒ 440

ドイツ鐵鋼業の管理形態

の支配機構を確立する必要があつたからである。(第十表、第十一表、第十二表、第十三表、第十四表、第十五表、第十六表、第十七表、第十八表、第十九表、第二十表、第二十一表、第二十二表、第二十三表、第二十四表、第二十五表、第二十六表、第二十七表、第二十八表、第二十九表、第三十表、第三十一表、第三十二表、第三十三表、第三十四表、第三十五表、第三十六表、第三十七表、第三十八表、第三十九表、第四十表、第四十一表、第四十二表、第四十三表、第四十四表、第四十五表、第四十六表、第四十七表、第四十八表、第四十九表、第五十表、第五十一表、第五十二表、第五十三表、第五十四表、第五十五表、第五十六表、第五十七表、第五十八表、第五十九表、第六十表、第六十一表、第六十二表、第六十三表、第六十四表、第六十五表、第六十六表、第六十七表、第六十八表、第六十九表、第七十表、第七十一表、第七十二表、第七十三表、第七十四表、第七十五表、第七十六表、第七十七表、第七十八表、第七十九表、第八十表、第八十一表、第八十二表、第八十三表、第八十四表、第八十五表、第八十六表、第八十七表、第八十八表、第八十九表、第九十表、第九十一表、第九十二表、第九十三表、第九十四表、第九十五表、第九十六表、第九十七表、第九十八表、第九十九表、第一百表)

そこでベテルスブルグ議定書に基づき、西ドイツの西ヨーロッパ國際機構への参加、賠償撤去の緩和、商船建造の擴張、ティッセンを含む七製鋼工場の解体停止、ルール國際管理の承認、及び民間外資の進出を容認する方向を強力に押し進めた。而も同時にマシーナル計画に基づく産業獨占資本の再建が強化さ

れ、一九四九年上半期では産業投資での見返金利用の割合は二%であつたが、下半期では四%、五〇年第一四半期には二四%に増加し、鐵鋼業では一九五〇年末迄の設備資金の約四割が見返り資金によつて賅われた許りでなく、その生産制限は緩和され、その増加部分(二四〇万トン)は西ヨーロッパ諸國の再軍備用として輸出されることとなつた。この方向は獨鐵鋼資本本としても極めて有利であつた。と云うのは激化する世界市場競争にそなへ、(1)老朽化した設備の合理化が必要であるにも拘らず、「一九四八年四月迄鐵鋼價格が戦争中から、そのまま停止せしめられた結果、此の賣上金は消費、減價償却に傾するだけ充分でなかつた。一九四八年四月から始めて、鐵鋼價格が引上げられたが、併し、コストの増加によつて大して利益の増加にならなかつた、實際鐵鋼業に關し、その設備資産の増加連度が他の營業部門より遙かに遅れ……法人税、營業税が過大で……約七〇%かゝり……こうした点から、自己金融の困難がある。」と。シュタール・ウント・アイゼン誌(一九五一・十一)が指摘する通り、自己金融が困難であり、又証券市場のその弱さから、設備の合理化に要する資金の中一〇億DM以上を米資本に依存せざるをえなかつた事。及び(2)米國資本の主張する西ヨーロッパ經濟統合を利用することにより積極的に市場を開拓する必要があり、そのためには先づ米國資本と密接に結

びつくことが有利であつたからである。そこで四九年八月アデナウアー政府の成立により産業國有化の脅威をとりのぞくと共に、更に十二月以降民間諸會社資産再評價法を實施し、又五〇年六月には外人資産への禁止令解除が實施され、外資導入が許容された。だが米資本指導下のこの再建方式はドイツ鐵鋼業での過度の經濟力集中をもたらしものであり、特に所有權の決定をボン政府にゆだねることは將來再び軍國主義の脅威を齎らすと云う理由からフランス資本の反對が著しく強かつた。そこで米國資本はフランス資本の西ドイツ重工業の監視だけではなく、積極的に獨佛資本の合流を圖る必要から、四九年末合同製鋼への米佛共同投資交渉、ザールの佛への合併等の措置をとると共に五〇年法令第七五号をも撤廃した。だが米國資本にはその政策の實施上、この法令第七五号の發展修正法案が當然必要であつた。そこで法令第七七号を公布し、第七五号の目的を擴大するため若干の變更及び改正を行つた。即ち一部修正点とは (1) 法令七二七号では旧會社の債務殘高の一部又は全部が新設會社に繼承されること。 (2) 被雇傭者及び被雇傭者であつた者に對する保護規定があること。 (第五條) (3) 檢査局の設置と法令の實施上の問題を検討判決し、又利害關係者の請願により分配上の公平、且つ公正な措置如何を決定すること。 (第八條)。(4) 資産接收管理の法的根據が旧法では法

令第五二号に準據していたが、新法ではこれと關係なく同法令自体の中に含まれていること (第一條) 等がそれである。しかしこの法令での西ドイツ鐵鋼資本の解体及び再編成は、法令第七五号と大差がない。即ち (一) 鐵鋼信託委員會の存続 (第四條第一項第三項參照) (二) D項記載企業株式の信託委員會での管理 (第四條第二項) (三) 管理資産の新會社への委譲及び特別受託人 (新會社株主で連合國高等事務官會議で決定される) による新會社株式の管理 (第四條第四項) 且つ、(四) 所有權に關する最終的決定はドイツ國民の自由な選出により、國民の政治的意志を表現するドイツ政府に委ねらるべきことが規定されている。

従つて以上に指摘される通り法令第七七号は一部分的には修正されてはいるが、本質的には法令第七五号での再編成の方向を再確認したに過ぎない。しかもこの米國資本の主導性の下での西ドイツ鐵鋼資本の再編成は、國家獨占資本主義下に於ける國際カルテルとしての特質をもつシュエーマンプランの實施と結びつき、このシュエーマンプランの實施過程で米國資本が西ヨーロッパ鐵鋼資本に對する主導性を強化しようとするものたる事が指摘されるが、この關係の紹介は紙面の關係上次の機會にゆずるものとする。